

# リボルビング方式の貸付について

平成 18 年 4 月 7 日(金)

金融庁

## リボルビング方式の貸付について

### 1. リボルビング方式の貸付とは

予め締結する基本契約(包括契約)において、貸付金利、貸付限度額、返済方式等の基本事項を定めておき、それに従って、借入と返済を繰り返す貸付形態。

### 2. リボルビング方式の貸付の実態

#### ① 貸付限度額

100万円～300万円。当初は低く設定され(50万円以下)、その後返済実績を積むことで引き上げ可能。

#### ② 金利

当初25～29%程度。残高の多い顧客に対しては低い金利が適用される場合もある。

#### ③ 毎月の最低返済額(返済期間)

残高に応じた一定額又は残高の一定割合(通常残高の1～5%)で設定。追加借入せずに毎月最低返済額のみ返済した場合の返済期間は3年～8年が一般的。残高が多い場合や最低返済額が残高の減少に応じて随時に変更される契約の場合、更に長期化することもある。

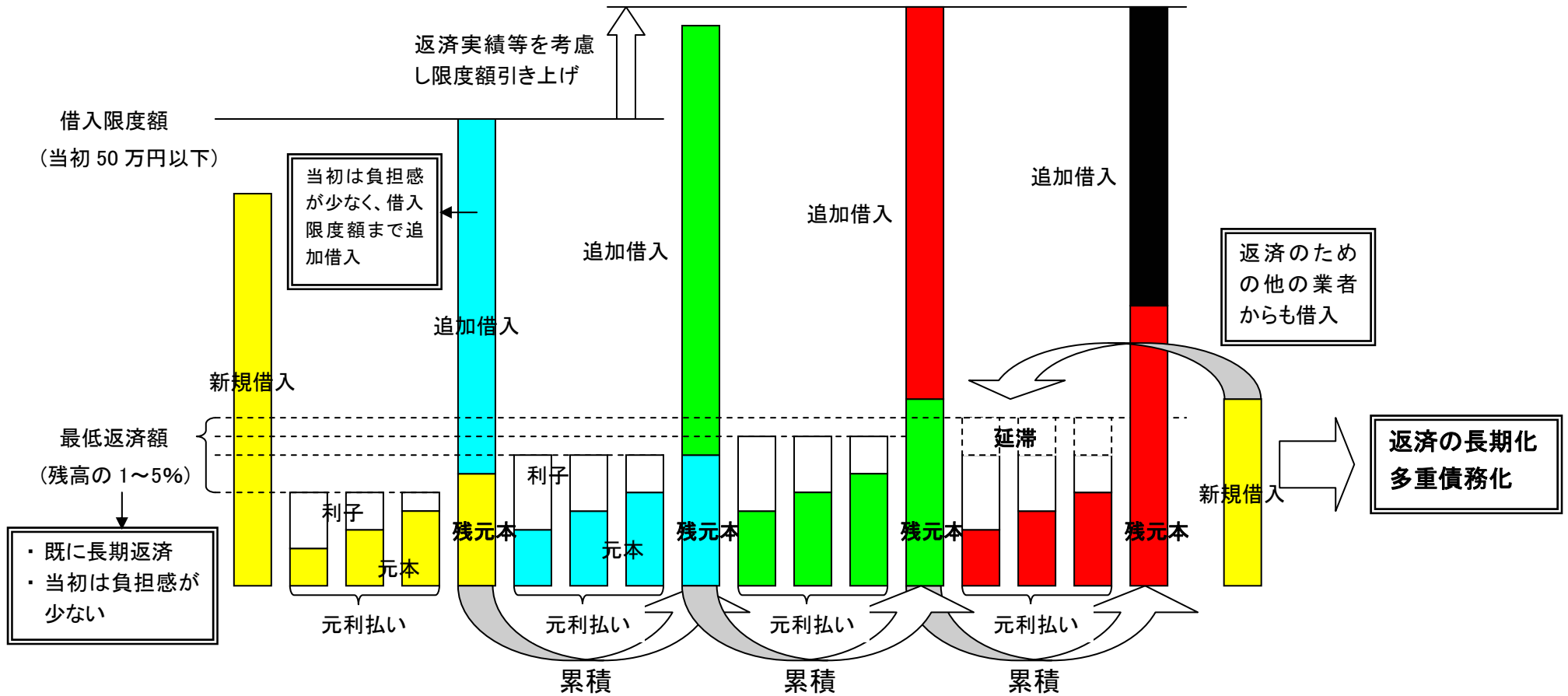
#### ④ 1社の債務者1人当たり平均貸付残高

50～65万円程度。各社とも近年増加傾向。業者からのヒアリングによると、相対的に残高の少ない新規顧客の割合が減っていること等による。

#### ⑤ 契約途中での与信見直し

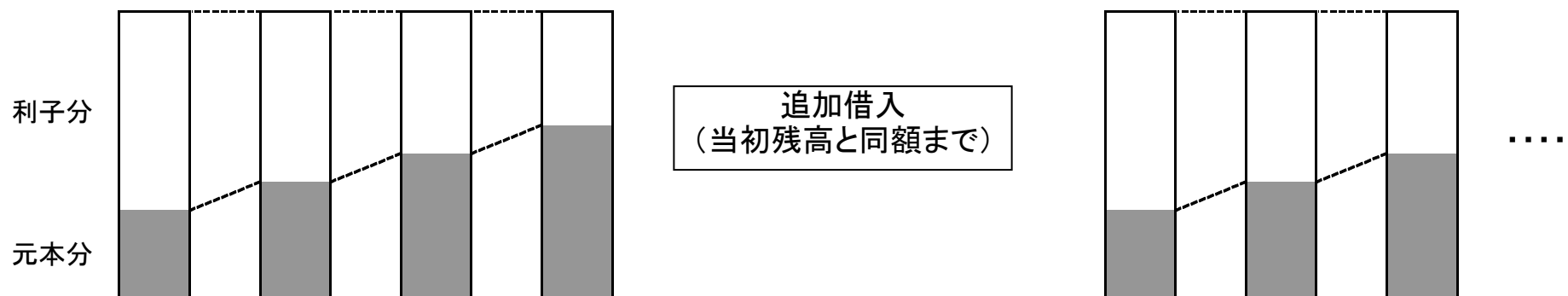
貸付限度額は顧客との基本契約で設定する。その後、顧客から限度額引上げの要請があった場合、内部的に設定した貸付限度額の範囲内であれば引上げに応じる。内部的に設定した貸付限度額は、契約上の限度額とは別に、取引状況(返済状況等)、信用情報機関への照会(数ヶ月毎に実施)、顧客からの届出(勤務状況変更等)を契機に見直す。

## リボルビング貸付における債務累積のイメージ



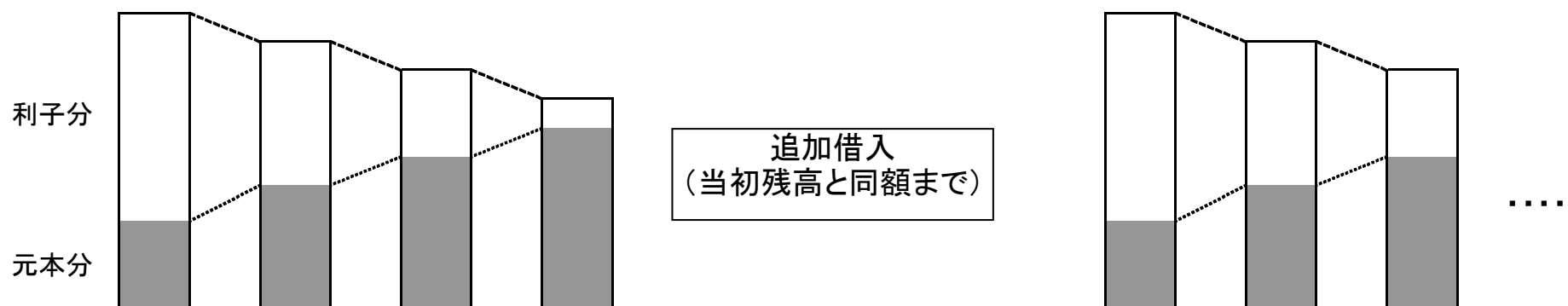
### ◎ 借入時残高スライド元利定額方式

追加の借入をしたときは、借入後の残高に応じて最低返済額が決まる。



### ◎ 残高スライド元利定額方式

残高に応じて最低返済額が設定される(返済により残高が減ると最低返済額は少なくなる。)



主要な貸金業者のリボルビング方式の概要一覧(5社)

	貸付額	実質年利	返済方式(注1)	最低返済金額	最長返済期間(注2)	
アコム	300万円以内	15.0%~27.375%	借入時残高スライド元利定額方式	~10万円 3千円 以降10万円毎に3千円加算 (貸付金利24.0%以下は2.5千円以上、 19.0%以下は2千円以上)	81回(注3)	7年9ヶ月(注3)
武富士	100万円以内	13.5%~27.375%	借入時残高スライド元利定額方式	~10万円 5千円 以降40万円まで10万円毎に4千円 ~60万円 2万1千円 ~70万円 2万5千円 以降100万円まで10万円毎に3千円	~50万円 最長37回 ~100万円 最長49回	~50万円 最長3年1ヶ月 ~100万円 最長4年1ヶ月
アイフル	300万円以内	~50万円 12.775%~28.835% ~200万円 12.775%~28.0% ~300万円 12.775%~22.5%	借入時残高スライド元金定率方式	~50万円 残高の2.0% ~200万円 残高の1.5% ~300万円 残高の1.0%	~50万円 最長55回 ~200万円 最長68回 ~300万円 最長101回	~50万円 最長5年5ヶ月 ~200万円 最長6年8ヶ月 ~300万円 最長9年10ヶ月
プロミス	300万円以内	17.8%~25.5%	元金定額方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額1万円~100万円 元金5千円+利息</li> <li>借入限度額100万円超~150万円 元金1万5千円+利息</li> <li>借入限度額150万円超~300万円 元金2万円+利息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額1万円~100万円 最長200回</li> <li>借入限度額100万円超~150万円 最長100回</li> <li>借入限度額150万円超~300万円 最長100回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額1万円~100万円 最長19年6ヶ月</li> <li>借入限度額100万円超~150万円 最長9年9ヶ月</li> <li>借入限度額150万円超~300万円 最長9年9ヶ月</li> </ul>
			残高スライド元利定額方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額100万円以下 ~5万円 2千円 以降40万円まで10万円毎に2千円</li> <li>~60万円 1万8千円 以降80万円まで10万円毎に3千円</li> <li>~90万円 2万6千円</li> <li>~100万円 2万8千円</li> <li>借入限度額100万円超~200万円 ~30万円 1万円 ~50万円 1万5千円 ~100万円 3万円 ~130万円 4万円 ~150万円 5万円 ~200万円 6万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額100万円以下 最長302回</li> <li>借入限度額100万円超~200万円 最長165回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入限度額100万円以下 最長29年8ヶ月</li> <li>借入限度額100万円超~200万円 最長16年1ヶ月</li> </ul>
			借入時残高スライド元利定額方式	~10万円 3千円 以降10万円毎に2千円又は3千円加算 (例) 40万円超~50万円 1万2千円 90万円超~100万円 2万4千円 140万円超~150万円 3万5千円 190万円超~200万円 4万7千円 290万円超~300万円 7万円	最長120回	最長11年8ヶ月
三洋信販	200万円以内	14.9%~29.0%	借入時残高スライド元利定額方式	~10万円 4千円 以降10万円毎に3千円加算	最長40回	最長3年4ヶ月

返済額が通減するので、理論上の返済期間は長くなる。

(注1) 返済方式については、各社の主要なものを記載。

(注2) 最長返済期間は、最低返済金額に基づいて算出したもの(アコム、アイフル及びプロミスについては35日毎の返済、武富士及び三洋信販については毎月1回の返済を前提に算出)。

(注3) 貸付額50万円、金利27.375%、35日ごとの返済、最低支払額15千円の条件に基づき算出したもの。

会員申込書(カードローン)お客さま控兼契約内容通知

印紙税申告納  
付につき廻可  
税務署承認済

が受け取る書面：本申込書の他以下の写し/運転免許証

御中

本社 東京都  
登録番号 関東財務局長

申込・契約日 平成18年3月13日

基本契約  
の書面 →

お名前	日本 太郎
ご住所	東京都 千代田区 000 000

私は、別紙「会員規約」(一部裏面に記載)および下記「カードローン借入条件」欄を承認のうえ、カードローンの利用を申込みます。

カードローン	申込極度額	10万円	契約番号		契約極度額	10万円
	年収額(税込)	万円	原契約番号	***	原契約極度額	***
	他社借入額	0万円	従前契約	***	従前契約残元金	***
	従前契約	***	従前契約番号	***		

カードローン借入条件	借入・返済方式	借入金額スライドリボルビング方式	各回の返済金額(元利合計)	借入金額10万円ごとに3,000円以上
	借入利率	実質年率 27.375%	各回の返済期日	35日ごと
	借入利息計算方法	借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数	返済方法(場所)	の店頭窓口・ATM、提携先ATM等による返済
	遅延損害金	年率 29.20%		
	遅延損害金計算方法	借入残高×遅延損害金年率÷365日×返済期日後の経過日数		

提携先のCD・ATM等利用、振込入金時の明細書、契約終了時の契約書類の送付先 自宅

借入時の書面

ご利用明細		印紙税申告納 付につき廻可 税務署承認済
お取引日: H18.3.13		ご契約番号(お客さま番号):
お取引種別	カードローン	お取引種別
お取引金額	¥10,000	お取引金額
元金	¥10,000	元金
お利息	¥90,000	お利息
遅延損害金	¥0	遅延損害金
無利息残高	¥3,000	無利息残高

あなたの友達をご紹介下さい。  
ご紹介いただいた方に  
素敵なプレゼント進呈中!

貸付利率 27.375% (29.200%)  
返済 4回 最終 H18.07.31  
約定返済額 3,000円以上  
35日毎返済  
【お問合せ先】 16:53  
0120-0651019318

弁済時の書面

ご利用明細		印紙税申告納 付につき廻可 税務署承認済
お取引日: H18.3.13		ご契約番号(お客さま番号):
お取引種別	カードローン	お取引種別
お取引金額	¥10,000	お取引金額
元金	¥10,000	元金
お利息	¥0	お利息
遅延損害金	¥0	遅延損害金
無利息残高	¥0	無利息残高

今回のお取引きでご完済となりました。  
千円未満の残金は無利息  
残高とさせていただきます。  
(利息はつきません)  
またのご利用後のご返済時  
に精算させていただきます。

【お問合せ先】 16:54  
0120-0652019318

## 貸金業の規制等に関する法律施行規則改正（案）

（貸付けに係る契約についての書面の交付）

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

掲げる事項

イ～リ （略）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ル～カ （略）



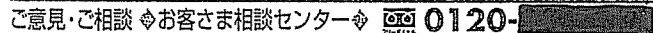
### 〇〇〇のお取引「ご融資」「ご契約」時の表面記載事項説明

- ◇借入利率は実質年率（不動産担保は年率）、カッコ内は遅延損害金（年率）です。
- ◇返済回数と最終期日は、約定の返済金額を約定の返済期日に返済した場合のものであります。
- ◇各回の返済金額は借入金額10万円逐毎の定額（表面記載）です。
- ◇各回の返済期日について
  - ・「35日サイクル」の場合は以下のとおりです。
    - (1) 初回返済期日…借入日の翌日から起算して35日以内
    - (2) 2回目以降返済期日…約定返済金の支払をした日の翌日から起算して35日以内
  - ・「毎月〇〇日」の場合は毎月一定日返済です。

注：〇〇〇休業日の場合は翌営業日となりません。また、追加借入をしても返済期日は変わりません。  
 ◇返済期日前の返済ができます。（但し、毎月一定日返済の方が15日以上前に返済した場合および口座振替の場合は、返済期日は更新されません。）

主な返済例：借入金額10万円を借入利率27.375%、各回3千円の毎月1回（30日毎）支払で返済した場合、返済回数69回、返済期間5年3ヶ月となります。  
 ※契約期間は3年毎の自動更新です。また、3年間で満了する場合も、その後の約定返済ができます。

- ◇期限の利益の喪失条項の内容は、次のとおりです。
  - ・〇〇〇（または債主）は下記事項に該当した場合、期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。
    - ・〇〇〇に対する債務の支払を遅滞したとき。
    - ・差押、仮差押、仮処分等の申立または滞納処分を受けたとき。
    - ・破産、再生手続開始の申立等の法的手続がとられたとき。
    - ・その他〇〇〇が規約・条項で定める喪失事由が発生したとき。
- ◇信用情報機関への登録等に関しては、次のとおりです。
  - ・会員（または債主）の信用情報（借入内容、返済状況等）は、〇〇〇の加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関に報告され、登録されます。
  - ・上記登録期間は、契約継続中および完済日から5年以内、延滞情報は延滞継続中、その他不履行情報は発生日から5年以内です。



ご意見・ご相談 ◆お客さま相談センター◆ 〇〇〇 0120-XXXX-XXXX

\*ショッピングのお取引の場合、表面の項目を次のとおりにお読み替えてください。

ご返済	▷ お支払
元金	▷ リボルビング残高充当額または新規利用残高充当額
お利息	▷ 手数料（支払時は充当額）
遅延損害金	▷ 支払期日後手数料（支払時は充当額）
残高	▷ リボルビング残高と新規利用残高の合算
利用可能額	▷ ショッピング利用可能額
次回返済額	▷ 次回支払額

# ATM 利用時の書面交付状況

